
鹿行広域事務組合火災予防条例の一部改正について

1 改正の理由

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）が平成 30 年 5 月 30 日に、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 11 号）が平成 31 年 2 月 28 日にそれぞれ公布されたことに伴い、鹿行広域事務組合火災予防条例の一部改正を行ったものです。

2 改正の内容

(1) 第 16 条関係

- 工業標準化法の改正に伴う表記の改正
日本工業規格（JIS）」が「日本産業規格（JIS）」へと改められたため、当組合火災予防条例の改正を行ったもの。
- 施行年月日
令和元年 7 月 1 日

(2) 第 29 条の 5 関係

- 民泊住戸部分が 300 m²未満である民泊施設において、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置により、住宅用防災警報器の設置を免除することができる規定を明文化し追加及びその他関係規定について所要の規定の整備を図ったもの。
- 施行年月日
公布の日